

指数先物取引および指数オプション取引について

オリエント証券株式会社

この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき、指数先物取引および指数オプション取引（以下「指数先物・オプション取引」といいます。）におけるリスクや留意点、お取引の概要等を記載してお渡しするものです。熟読され内容を十分にご理解いただきますようお願い申し上げます。また、ご不明な点は担当者までご確認ください。

先物取引とは、特定の商品をも、現時点で定めた約定価格により、将来のあらかじめ定められた期日に売買することを契約する取引です。現時点での約定価格と将来の定められた期日における特定の商品の価格との差額が損益となります。期日まで待たずに、反対売買（買い方の場合は転売、売り方の場合は買戻し）を行い、差額を清算して契約を解消することも可能です。

オプション取引とは、特定の商品をも、将来のあらかじめ定められた期日までに、その時の市場動向に関係なくあらかじめ定められた特定の価格で買う権利（コールオプション）または売る権利（プットオプション）を売買する取引です。期日まで待たずに、権利を転売または買戻しを行って清算することも可能です。

指数先物・オプション取引は、抽象的な「指数」が対象商品であって現物による受渡しが可能ないため、期日までに反対売買によって決済されなかった場合には、最終清算数値（SQ値）との差額を受払いすることで、差金決済が行われます。

指数先物・オプション取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失が発生する可能性を合わせもつ取引です。取引の仕組みやリスクを十分にご理解のうえ、お客様ご自身の判断と責任においてお取引いただきますようお願い申し上げます。

手数料等の概要について

指数先物・オプション取引を行うにあたっては、別紙「指数先物・オプション取引に係る手数料等のご案内」記載の委託手数料が必要となります。

証拠金について

指数先物・オプション取引を行うにあたっては、オプション取引の買いのみを行う場合を除き、所定の証拠金を差し入れていただきます。証拠金は、現金での差入れが定められている額を除き、有価証券で代用することができます。

証拠金の額は、SPAN[®]（※）により、先物・オプション取引全体の建玉から生じるリスクに応じて計算されますので、指数先物・オプション取引の建玉の額と必要な証拠金の額との比率は、一定ではありません。

※SPAN[®]とは、シカゴマーカントイル取引所が開発した証拠金計算方法で、The Standard Portfolio Analysis of Riskの略です。

指数先物・オプション取引のリスクについて

指数先物・オプションの価格は、対象とする指数の変動等により上下しますので、これにより損失が発生することがあります。また、少額の証拠金で多額の取引を行うことができることから、差し入れた証拠金の額を上回る損失が発生する可能性があります。特に、指数オプションの市場価格の変動率は、現実の指数の変動率に比べて大きくなる傾向があり、オプション取引の売りを行った場合大きな損失が発生する可能性があります。

オプションを行使できる期間が制限されていることにも留意が必要です。

指数先物・オプション取引の開始にあたっては、以下の内容を十分に理解されるようお願いいたします。

なお、オプションの買いのみを取引される場合は、証拠金は不要ですので⑤、⑥および次項の「買方固有のリスク」をご確認ください。

- ① 市場価格が予想とは反対の方向に変化したときには、短期間のうちに証拠金の大部分またはそのすべてを失うことがあります。また、証拠金の額を上回る損失が発生することもあります。
- ② 市場価格の変動や代用有価証券の値下がりにより不足額が発生したときは、翌日正午までに証拠金の追加差入れが必要となります。
- ③ 所定の時限までに証拠金を差し入れない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益喪失事由に該当した場合には、損失を被った状態で建玉の一部または全部を当社の判断で決済する場合があります。この場合、その決済で生じた損失はお客様に負担いただきます。
- ④ 金融商品取引所は、取引に異常が生じた場合またはそのおそれがある場合

や、金融商品取引清算機関の決済リスク管理の観点から必要と認められる場合には、証拠金額の引上げや証拠金の有価証券による代用の制限等の規制措置を取ることがあります。そのため、証拠金の追加差入れや代用有価証券と現金の差換え等が必要となる場合があります。

⑤ 市場の状況によっては、意図したとおりの取引ができないことがあります。例えば、市場価格が制限値幅に達したような場合、転売または買戻しによる決済を希望しても、約定できない場合があります。

⑥ 市場の状況によっては、金融商品取引所が制限値幅を拡大することがあります。その場合、1日の損失が予想を上回ることもあります。

指数オプションの買方固有のリスクについて

指数オプションの買方が期日までに権利行使または転売を行わない場合には、権利は消滅します。この場合、買方は投資資金の全額を失うこととなります。

指数オプションの売方固有のリスクについて

指数オプションの売方は、権利行使の割当てを受けたときには、必ずこれに応じなければなりません。すなわち、売り方は、権利行使の割当てを受けた際には、権利行使価格と最終清算数値（SQ値）の差額の支払いが必要となりますから、特に注意が必要です。

指数先物・オプション取引は、クーリング・オフが適用されません

お客様のご注文により成約されたお取引は取り消すことができません。

指数先物・オプション取引契約の概要

(1) 指数先物・オプション取引を申し込まれたお客様には「先物・オプション取引口座設定約諾書」その他の必要書類をお渡ししますので、十分お読みいただいたうえで必要事項を記入され、記名捺印して当社に差し入れることにより、先物・オプション取引口座を開設していただきます。指数先物・オプション取引に関する金銭や有価証券は、すべてこの口座を通して処理されます。なお、約諾書は写しをお渡ししますので、大切に保管してください。

(2) 先物・オプション取引口座の開設にあたっては、一定の投資経験、知識、資力等が

必要ですので、当社の判断により口座の開設に応じられないことがあります。また、当社では、取引開始時点において預り資産 600 万円以上（オプションの買いのみを取引する場合は 100 万円以上）が必要です。

- (3) 新規のお取引に際しては、証拠金相当額として 600 万円以上、オプションの買いの場合は買付代金相当額を前受けさせていただきます。取引開始後において証拠金相当額が 300 万円以下になった場合は、新規のご注文を受けることができなくなります。
- (4) ご注文にあたっては、委託する取引対象および限月（げんげつ）、売付けまたは買付けの別、新規または返済の別、注文数量、価格（指値、成行等）、委託注文の有効期間等、注文の執行に必要な事項を明示していただきます。
- (5) 注文された指数先物・オプション取引が成立すると、その内容をご確認いただくため、当社から「取引報告書」が交付されます。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社監査部（電話 03-3272-1084）まで直接ご連絡下さい。

指数先物・オプション取引の仕組みについて

指数先物・オプション取引は、東京証券取引所および大阪証券取引所など各金融商品取引所がそれぞれ定める規則に従って行います。各取引所で、用語については異なる場合がありますが、制度の基本的な仕組みについてはほぼ同一となっております。

指数先物取引の仕組み

1. 取引の方法

(1) 対象とする指数等

先物取引の銘柄は、対象とする指数につき、限月の別で示されます。たとえば、「日経 225 先物、2008 年 9 月限」を買い建てた場合、2008 年 9 月の期日までに反対売買をするか、期日に最終決済することになります。対象とする指数は、各取引所が指定した指数となりますが、主な指数の概要は下表のとおりです。

対象指数	呼値	取引単位	上場市場
日経平均株価指数（日経 225）	10 円	指数の 1,000 倍	大阪証券取引所
東証株価指数（TOPIX）	0.5 ポイント	指数の 10,000 倍	東京証券取引所

日経 225 の場合、1 枚の建玉につき 10 円の値動きで 1 万円の損益（手数料等を除く）が生じることとなります。

(2) 取引の期限

3 月、6 月、9 月、12 月の各第 2 金曜日の前営業日を取引最終日とする取引に区分し

て行います。これを限月取引といいます。第 2 金曜日やその前営業日が休業日に当たるときは順次繰り上げます。（休業日の取扱いは以下同じ。）

また、1つの限月取引が終了したら、その翌営業日から新しい限月取引が始まります。

（3）限月間スプレッド取引

二つの限月取引のうち、一方の限月取引の売付と他方の限月取引の買付けを同時に行う取引ができます（各取引所が定める一部の指数を除く）。一般的に、金利水準の予想に基づき金利差の拡大または縮小による限月間の価格変動幅の鞘（さや）を狙って行われる取引です。

2. 決済の方法

（1）転売または買戻しによる決済（反対売買による決済）

取引最終日までに建玉の転売または買戻しを行うことにより、新規の買付け（または売付け）を行ったときの約定数値と転売（または買戻し）を行ったときの約定数値との差に相当する金銭および手数料等を授受し、決済することができます。

（2）最終清算数値（SQ値）による決済（最終決済）

取引最終日までに反対売買により決済されなかった建玉は、新規の買付けまたは売付けを行ったときの約定数値と最終清算数値との差に相当する金銭および手数料等を授受することにより決済されます。

最終清算数値には、取引最終日が終了する日の翌日の指数構成銘柄の始値に基づいて算出される特別な指数（「SQ値」ともいいます。）が用いられます。

指数オプション取引の仕組み

1. 取引の方法

オプション取引の銘柄は、対象とする指数につき、コールかプットかの別、限月の別、権利行使価格の別で構成されています。たとえば、「日経 225 のコール 2008 年 9 月限、行使価格 18,000 円」は 2008 年 9 月の期日に日経平均株価を 18,000 円で買うことができる権利を表わします。

（1）取引の対象

イ. 指数コールオプション

指数の数値が権利行使価格を上回った場合に、その差に各取引所が定める数値を乗じて得た額を受領することとなる取引を成立させることができる権利

ロ. 指数プットオプション

指数の数値が権利行使価格を下回った場合に、その差に各取引所が定める数値を乗じて得た額を受領することとなる取引を成立させることができる権利

例えば、日経 225 のコールオプション行使価格 18,000 円を 1 枚 50 円で買い建てていて、期日の日経平均株価指数の S Q 値が 18,100 円となった場合、 $(18,100 \text{ 円} - 18,000 \text{ 円} - 50 \text{ 円}) \times 1,000 \text{ 円} = 5 \text{ 万円}$ の利益（手数料等を除く）が生じることになります。逆に、期日の S Q 値が 17,900 円となった場合は、コールオプションが無価値となるので買い建てに要した 5 万円に手数料等を加えた額が全て損失となります。

（2）取引の期限

指数オプション取引は、3 月、6 月、9 月、12 月の限月取引（以下「四半期限月取引」といいます。）と、その他の限月取引に区分して行われており、商品ごとに四半期限月取引とその他の限月取引が組み合わせられて設定されています。

また、1 つの限月取引が終了したら、その翌営業日から新しい限月取引がスタートします。

2. 権利行使

（1）権利行使日

指数オプション取引の権利行使日は、取引最終日の終了する日の翌日のみです。

（2）権利行使の指示

オプションを買い付けたお客様が権利行使を行う場合には、権利行使日の各取引所が定める時限までに当社に権利行使を指示していただく必要があります。

なお、権利行使日においてイン・ザ・マネーの銘柄については、権利を行使しない旨の指示がない限り、買方のお客様から権利行使の指示が行われたものとして取り扱います。

（注）イン・ザ・マネーとは、プットオプションについては、権利行使価格が S Q 値を上回っている場合を、コールオプションについては、権利行使価格が S Q 値を下回っている場合をいいます。

（3）権利行使の割当て

清算機関は、金融商品取引業者から権利行使の申告があれば、当該銘柄の売建玉を保有する金融商品取引業者へ割当てを行い、割当数量を自己分とお客様の委託分とに区分して通知します。お客様の委託分への割当ての通知を受けた金融商品取引業者は、所定の方法により、お客様に割り当てます。

（注）東京証券取引所の清算機関は株式会社日本クリアリング機構、大阪証券取引所の清算機関は大阪証券取引所となっています。

3. 決済の方法

（１）転売または買戻しによる決済（反対売買による決済）

買方のお客様は転売により売付代金を受け取って買建玉を、また売方のお客様は買戻しにより買付代金を支払って売建玉を、それぞれ決済することができます。代金の授受に当たって手数料等が差し引かれます。

（２）権利行使による決済

買方のお客様は、権利行使により買建玉を決済することができます。権利行使の割当てを受けた売方のお客様の売建玉も決済されることとなります。この場合、売方のお客様は、権利行使価格とSQ値との差に相当する金銭を支払い、買方が受け取るようになります。代金の授受に当たって手数料等が差し引かれます。

イブニング・セッションについて

指数先物・オプション取引では、イブニング・セッションとして、日中取引終了後の取引が可能となっています。イブニング・セッション中に行われた取引に係る値洗いや証拠金の清算などは、翌営業日の日中取引と合算して取り扱われます。

イブニング・セッションのご利用はお受けできない場合がございますので、あらかじめご確認くださいようお願い申し上げます。

ギブアップ制度および建玉移管制度について

大阪証券取引所および東京証券取引所では、指数先物・オプション取引について、委託を行った取引参加者と異なる取引参加者との間で決済をするギブアップ制度、また、他の取引参加者に建玉を移管する制度を設けております。

なお、当社はこれらの制度に参加しておりませんので、ご利用いただけないことをご了承ください。

指数先物・オプション取引の証拠金について

1. 証拠金の差入れ

証拠金は、次のように算出された総額の不足額または現金の不足額のいずれか大きな額以上の額を、不足額が生じた日の翌営業日正午までに当社に差し入れなければなりません。証拠金は有価証券による代用が可能ですが、現金不足額に相当する額の証拠金は、必ず現金で差し入れなければなりません。

期限までに証拠金の差入れがない場合、建玉の一部または全部を当社の判断で決済する場合があります。この場合、その決済で生じた損失についてはお客様が負担することとなります。

イ. 総額の不足額

受入証拠金の総額が証拠金所要額を下回っている場合の差額

ロ．現金の不足額

証拠金として差し入れている金銭の額とお客様の現金支払予定額との差額

(1) 証拠金所要額

同じ先物・オプション取引口座で取引を行っている先物・オプション取引（国債先物、国債先物オプション、指数先物、指数オプションおよび有価証券オプション）の建玉について、「SPAN証拠金額」から「ネット・オプション価値の総額」を差し引いて得た額となります。

なお、先物・オプション取引口座は取引所ごとに設定します。

イ．SPAN証拠金額

SPAN[®]を用いて計算した証拠金額で、先物・オプション取引全体の建玉から生じるリスクに応じてポートフォリオ全体で損失となる可能性のある金額として計算されます。

ロ．ネット・オプション価値の総額

デフォルト等によってポジションを清算する場合におけるオプションの清算コストやオプションが権利行使された場合等に生じるリスクをカバーするために考慮するもので、買いオプション価値の総額から、売りオプション価値の総額を差し引くことによって求めます。

ハ．買いオプション価値の総額

買建玉が売建玉を上回るオプション取引の銘柄について、清算価格（※）を1単位当たりの金額に換算した額に、売り買い差引数量を乗じて得た額

ニ．売りオプション価値の総額

売建玉が買建玉を上回るオプション取引の銘柄について、清算価格（※）を1単位当たりの金額に換算した額に、売り買い差引数量を乗じて得た額

※ 清算価格は、原則として清算機関が定める理論価格とします。

(2) 受入証拠金の総額

受入証拠金の総額＝差入証拠金（現金＋代用有価証券の時価×掛目）±お客様の現金授受予定額となります。

イ．お客様の現金授受予定額

計算上の損益額（先物取引の相場の変動に基づく損益額－計算上の利益の払出額）±受渡しを終了していない先物取引の決済損益額±受渡しを終了していないオプション取引代金－お客様の負担すべきもので金融商品取引業者が必要と認める額

ロ．先物取引の相場の変動に基づく損益額

新規の約定数値と前営業日の清算数値との差額に基づき算出されます。

2. 計算上の利益の払出し

指数先物取引において計算上の利益額が生じ、かつ、受入証拠金の総額が証拠金所要額を上回っているときは、その超過額を限度として、計算上の利益の払出しを受けることができます。

なお、計算上の利益の払出しを行っている場合には、建玉を決済したときの利益額と相殺されます。

3. 証拠金の返還

当社は、指数先物取引について、お客様が差し入れた証拠金から未履行債務額を控除した額について返還の申し入れがあったときは、原則として遅滞なく返還します。

指数先物・オプション取引に関する規制について

（1）制限値幅（1日に変動し得る値幅）

相場の急激な変化により投資者が不測の損害を被ることがないように、基準値段から、金融商品取引所が定める一定の値段を加減した制限値幅を設けています。

金融商品取引所は必要に応じて呼値の制限値幅を変更することがあります。

（2）取引の一時中断（サーキットブレーカー制度）

指数先物取引の各限月取引において、先物価格が大幅に上昇または下落した場合には、原則として、指数先物取引および指数オプション取引を一時中断する制度が設けられています。

（3）取引規制

金融商品取引所が取引に異常があると認める場合またはそのおそれがあると認める場合には、次のような規制措置が取られることがあります。

- イ. 制限値幅の縮小
- ロ. 証拠金の差入日時または預託日時の繰上げ
- ハ. 証拠金額の引上げ
- ニ. 証拠金の有価証券による代用の制限
- ホ. 証拠金の代用有価証券の掛目の引下げ
- ヘ. 指数先物・オプション取引の制限または禁止
- ト. 建玉制限
- チ. 取引代金の決済日前における預託の受入れ（オプション取引のみ）

取引参加者破綻時等の建玉の処理について

金融商品取引所の取引参加者に支払不能等の事由が発生した場合には、原則として金融商品取引所が支払不能による売買停止等の措置を講じ、お客様の建玉については次の処理が行われます。

(1) 他の取引参加者に移管する場合

金融商品取引所が指定した取引参加者に対してお客様が移管の申込みを行い、承諾を得る必要があります。また、移管先の取引参加者に先物・オプション取引口座を設定する必要があります。

(2) 移管せずに転売・買戻し等を行う場合

支払不能による売買停止等の措置を受けた取引参加者に転売・買戻し・権利行使を指示することによって行うこととなります。

(3) 金融商品取引所が指定する日時までに(1)、(2)いずれも行われなかった場合

お客様の計算で転売・買戻し・権利行使が行われます。

なお、差し入れた証拠金（お客様の現金支払予定額に相当する部分は除きます。）は委託分の取引証拠金として清算機関に直接預託または差換預託されておりますので、当該取引証拠金については、その範囲内で清算機関の規則に定めるところにより、移管先の取引参加者または清算機関から返還を受けることができます。

指数先物・オプション取引に関する租税の概要

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

(1) 個人のお客様に対する課税

・指数先物・オプション取引に係る差金等決済から生じた利益は、他の所得と分離して、事業所得または雑所得として課税されます。なお、損失が生じた場合には、原則として、他の先物取引等に係る雑所得等との損益通算が可能となります。

(2) 法人のお客様に対する課税

・指数先物・オプション取引に係る損益は、法人税に係る所得の計算上、益金の額または損金の額に算入されます。

代用有価証券の取扱い

- (1) 証拠金を有価証券により代用する場合の代用価格は、以下に掲げる有価証券の種類に応じて、差入日の前々営業日の時価に掛目を乗じた価格となります。

国債……………95%以下	公社債投信……………85%以下
政府保証債……………90% "	追加型株式投信……………70% "
地方債・社債……………85% "	単位型株式投信……………70% "
上場新株予約権付社債……………80% "	(クローズド期間終了後のもの)
上場株式……………70% "	上場投資信託・投資証券……………70% "
	(E T F、R E I Tなど)

- (2) 代用有価証券の掛目は、株式会社日本クリアリング機構により変更される場合のほか、当社の判断により変更することがあります。

代用有価証券の掛目の変更について

代用有価証券の掛目については、以下のような事象が発生した場合、当社の判断で変更すること（代用有価証券からの除外を含みます。）があります。当社の判断で掛目の変更を行うときは、原則として適用日の 5 営業日前に該当するお客様にご通知申し上げます。ただし、下記（6）の場合において、当社が必要と認めたときには、通知した日の翌営業日から適用することができるものとします。

- (1) 監査意見として継続企業の前提に関する注記が記された場合
- (2) 監理ポストに割り当てられた場合
- (3) 当社における当該代用有価証券の残高が、代用有価証券の総額との比較等から過大と当社が判断した場合
- (4) 市場出来高が急減するなど適切な流通性が確保されないと当社が判断した場合
- (5) 株価の急激な変動等により、保証金としての適切な評価を行うことが困難と当社が判断した場合
- (6) 前各号のほか、特定の銘柄について、明らかに経営に重大な影響を与えると認められる以下のような事象等が発生し、今後、株価が継続かつ大幅に下落することが予想され、当該銘柄の時価が本来の株価水準を反映していないことから保証金としての適切な評価を行うことができないと当社が判断した場合
 - イ 重大な粉飾決算の疑いが発覚し、直近の株価の水準が粉飾されたとされる決算内容に基づき形成されていたと判断される場合
 - ロ 業務上の取引等で経営に重大な影響を与える巨額な損失が発生した場合
 - ハ 突発的な事故等により長期にわたりすべての業務が停止される場合
 - ニ 行政庁による法令等に基づく処分または行政庁による法令違反に係る告発等により、すべての業務が停止される場合
 - ホ その他上場廃止につながる可能性が非常に高い事象が発生した場合

当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当社は、金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業およびこれに付随する業務を行います。主な業務の内容および方法の概要は以下のとおりです。

<主な業務の内容>

- ・ 株式などの上場有価証券、株価指数などの上場先物・オプション取引の売買注文の取次ぎ業務
- ・ 投資信託受益証券、個人向け国債などの募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い業務
- ・ 有価証券の売買業務
- ・ お取引に伴う金銭および有価証券の預託、振替などの管理業務

<業務の方法の概要>

- ・ お取引に当たっては、証券総合口座または保護預り口座をご開設ください。
- ・ お買付の場合は、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部または相当額を前受金としてお預かりし、ご注文をいただきます。
- ・ ご売却の場合は、信用取引を除き、お客様の口座に残高がある証券のみ売却注文をいただきます。
- ・ ご注文が成立した場合には、「取引報告書」を郵送または電磁的方法によりお客様にお渡しいたします。また、お取引がある場合は 3 ヶ月に 1 回以上、お客様の期間内のお取引内容と残高を記載した「取引残高報告書」を郵送または電磁的方法によりお客様にお渡しいたしますので、内容を速やかにご確認ください。

当社の概要等

商号等	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 54 号 オリエン特証券株式会社
本店所在地	〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 3-3-6 ワカ末ビル 9 階
資本金	8 億 3,820 万円（2008 年 12 月末現在）
設立年月	平成 12 年 6 月 20 日
主要取引銀行	三菱東京UFJ銀行、みずほコーポレート銀行、三井住友銀行
ホームページ	http://www.orient-sec.com
連絡方法	電話：03-3272-1050（代表） 03-3272-1051（営業代表） Fax：03-3272-1055 E-mail：info@orient-sec.com
加入協会	日本証券業協会

以 上

指数先物・オプション取引に係る 手数料等のご案内（消費税込み）

指数先物取引の委託手数料

約定代金	委託手数料
一律	約定代金の 0.0420%

指数オプション取引の委託手数料

取引代金または権利行使 により授受する金額	委託手数料
100 万円以下	約定代金の 4.20%
100 万円超 300 万円以下	約定代金の 3.150% + 10,500 円
300 万円超 500 万円以下	約定代金の 2.100% + 42,000 円
500 万円超 1,000 万円以下	約定代金の 1.575% + 68,250 円
1,000 万円超 3,000 万円以下	約定代金の 1.260% + 99,750 円
3,000 万円超 5,000 万円以下	約定代金の 0.945% + 194,250 円
5,000 万円超	約定代金の 0.630% + 351,750 円

※上記料率表による算出額が 2,625 円に満たない場合は 2,625 円といたします。

※上記料率表は銘柄毎の買付けまたは売付けの合計額に適用され、計算により円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

※指数先物取引の委託手数料は、決済約定時に新規手数料と決済手数料を合わせて徴収します。オプション取引の委託手数料は、新規、決済、SQ 決済の約定ごとに徴収します。オプション取引の権利消滅時および権利放棄時は、手数料はかかりません。

※上記料率は、当社の判断により変更されることがあります。

以 上